

別記様式1

年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	佐倉市老人憩の家千代田荘
施設概要	所在地:〒285-0836 佐倉市生谷1306番地 施設構造:鉄骨平屋 敷地面積:724.44㎡ 延床面積:225.24㎡ 建築年月:昭和55年3月 施設内容:集会室(舞台部分除き40畳)、和室(8畳×2室) 食堂・台所(18.5畳)、事務室等 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	高齢者の健全なる心身の健康保持、及び地域社会における社会福祉の増進を図る。
指定管理者	千代田地区社会福祉協議会
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
委託料	4,847,904円(令和2年度支払額 982,080円)
市所管課	福祉部高齢者福祉課

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(2)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(3)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(4)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.6 II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.6 II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.7 II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	住民有志によるプロジェクトチームを組み、毎月1回、前庭、裏の駐車場の除草、花植え等を行う。
	記載箇所	業務基準書 P.8~9 II-2-(1)~(7)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8~9 II-2-(1)~(7)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(4)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	S	プロジェクトチームによる計画的な除草、花植え等の作業により、屋外の景観が維持されています。
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)(9)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)(9)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(9)(10)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(10)	

3 施設運営業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(1)(2)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	B	Webサイトのコンテンツを充実させる取り組みが期待されます。
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-3-(7)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-3-(7)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(1)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(2)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(1)(2)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	記載なし	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	記載なし	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.17 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.18 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.18 III-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 III-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 III-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 III-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 III-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-7-(1)(2)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-7-(1)(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	<p>1. 市当局のご指導もいただく中、コロナ禍により、当施設の利用制限もありましたが、協定書及び業務基準書に基づき、本施設の運営、維持管理、経理、個人情報保護法等の業務について適正な処理ができました。</p> <p>2. 昨年同様に前庭の花植えや、雑草除去のための10数名からなるチームが善意で、毎月一回の定例の美化活動を行いました。</p> <p>3. 本施設は千代田地区における極めて貴重な公共施設です。今後も更なる利用者の利便性・安全性・快適性に工夫・配慮し、高齢者福祉、地域福祉及び地域文化の拠点施設として管理運営に努めて参りたいと考えております。</p>
佐倉市	<p>協定書及び業務基準書に基づき、施設の運営、維持管理、経理事務及び個人情報保護等について、良好に運営されたと評価します。</p>

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	4,734	3,000	977	20.6%	32.6%
実利用者数(人)	417	250	129	30.9%	51.6%
稼働率(%)	83.5%	-	25.8%	-	-
利用料金収入(円)	181,240	150,000	51,190	28.2%	34.1%
減免件数(件)	60	30	24	40.0%	80.0%

意見記述欄

指定管理者	<p>今年度は、延べ利用者数及び利用料金収入とも、昨年度の実績のそれぞれ20.6%、28.2%と極めて厳しい状況となっております。この度のうち続くコロナ禍により、昨年度におきましても、数字の低下をもたらしましたが、今年度の実績は、さらに悪化を余儀なくされております。一日も早いこのコロナ禍の収束を得て、広い駐車場や大きな音声に耐え得る環境等の本荘の持つ利点のPRに努め、利用者数、利用料金収入の回復、増加に向け、努力して参りたいと考えます。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により利用者数、利用料金収入等は減少していますが、適正な経営がされていると評価します。</p>

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	1,163,141	1,132,080	1,049,206	90.2%	92.7%
支出(円)	1,163,141	1,132,080	1,049,206	90.2%	92.7%
収支(円) 〈収入-支出〉	0	0	0	-	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	15.6%	13.2%	4.9%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	31.1%	31.8%	29.4%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	-	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	246	377	1,047	425.6%	277.7%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	206	327	1,005	488.0%	307.4%

意見記述欄

指定管理者	<p>今年度は昨年度をさらに上回る減収となっております。昨年度末からの、このコロナ禍による、本荘の利用制限等により、収入が落ち込み始め、今年度も、このコロナ禍の収束が得られないところから、引続き収入の減少が改善されない苦しい経営環境を強いられております。この禍を脱却し、一日も早い全面的な住民利用の実現を果たしたうえで、収入増を図り、経営を安定させてまいりたいと考えます。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により利用料金収入等の減少等がありました が、適正な経営がされていると評価します。 今後も、新型コロナウイルス対策を行いながらの運営となりますが、広く 地域住民の方に高齢者の活動拠点の場として認識していただけるよう、適 正な管理運営をして下さい。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>自主事業の実施 千代田荘としての自主事業ではありませんが、本荘において当指定管理者である千代田地区社協の行う各事業の開催を支援することで、本荘の利用促進につなげます。</p>	<p>当地区社協では7つの事業部を置き、その事業部毎が活発な事業展開を行っております。 例年ですと、本荘内にて、「高齢者いきいき健康サロン」「福祉委員会」「福祉研修会」「子育てサロンひよこの会」等大きな集客事業を行っており、これが本荘の利用者増につながっております。しかし、このコロナ禍の影響により、ほぼ全滅状態です。このコロナ禍の癒えた際には改めて、このような当地区社協の事業の拡大、充実を支援していきたいと思っております。</p>
<p>広報紙、ホームページによる施設利用のPR 当地区社協の広報紙“社協ちよだ”(年3回、各4,100部発行)や本荘内の掲示板や自治会でのチラシの回覧、掲示板等を用いた本荘利用促進のためのPRに努めます。また、ホームページ上にて、本荘の月間予約状況、当地区社協の活動状況を公開すること等により利用拡大の一助とします。</p>	<p>今年度も広報紙及びホームページ(スマートフォン等による閲覧も可能)にて、毎月の利用予約状況をお知らせしてまいりました。利用者の利便性の向上の要望に応えることにより、利用件数の増加に結びつけていきたいと考えております。このコロナにより、この努力がほとんど無に帰っております。しかしながら、一日も早いこの収束を願っております。なお、明るいところでは、フェイスブックによるPRを開始しております。</p>
<p>千代田荘の利用促進のための目標設定 利用件数 250件 利用者数 3,000人を目標とする</p>	<p>利用件数、利用者数とも、この度のコロナ禍の影響が極めて大きく、当初少なめに見積もった左の目標数値さえ上回ることができませんでした。今後はこのコロナ禍を社会的に克服したうえで、さらなる運営努力を傾注し、数字の回復に努めてまいりたいと考えます。 利用件数129件 利用者数977人</p>

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>利用者のニーズにより夜間の開館を行い、利用者の拡大、施設の有効利用に努めます。</p>	<p>利用時間への柔軟な対応に資するために実施していますが、未だ夜間利用件数の促進・増加には直接に結びついていない状況です。しかし、夜間のみ利用可能な団体もあるため、今後も継続して実施して参ります。</p>
<p>前庭や駐車場について、より美観や使いやすさに配慮して整備し、一層の快適性を利用者提供したいと考えています。</p>	<p>前庭の花植えによる美化については、すでに「花の輪プロジェクト」という地域の有志の専門チームが設置されており、このコロナ禍の中でも、毎月の花の手入れ等の作業を行っており利用者から好評をいただいております。また、建物脇の駐車場や後背地にあたる草地状の旧ゲートボール場についても、貴市のご協力による砂利敷きや、先述のプロジェクトによる草刈りを適宜に行う等により、その美化や使いやすさの向上に努めております。</p>

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>今後、利用増につなげるためには、とにかく本施設の存在、また本施設の持つ使命や特性を広く住民の皆様にご存知いただくことであり、そのための有効なPRが不可欠です。また施設内外の設備等、利用環境の更なる充実も極めて肝要です。 今後とも市担当者とのコミュニケーションを密にして、本荘の一層の利用促進と健全で合理的な管理・運営に努力したいと考えています。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルスの影響はありましたが、「花の輪プロジェクト」による美化活動やPRを積極的に行っていることと評価します。 今後も、現状維持を図りつつ、広く地域住民の方に高齢者の活動拠点の場として認識していただけるよう、適正な管理運営をして下さい。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	例年年度末に利用者アンケートを実施しておりますが、今年度はこのコロナ禍のため、それが実施できておりません。しかしながら、当事務所窓口等における利用上のクレームなどの受理はありません。
回答数等	
実施結果	

回答者の意見等	対応策等

意見記述欄

指定管理者	
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により今回のアンケートは実施できませんでしたが、クレーム等受理がないことは、利用者のニーズに柔軟に対応された指定者の努力の結果と評価します。</p> <p>今後も、利用者の要望に沿った管理・運営をして下さい。</p>

⑥総合評価

【令和2年度】 意見記述欄

指定管理者	<p>本荘は千代田地区における極めて貴重な公共の集会施設です。当建物の老朽化の著しいことでもあります。これまでの市当局のご努力もあり、トイレや、大広間・和室の内壁面、40畳敷きの畳表等の装いを一新するなど、利用環境の整備に心を砕いてまいりました。しかしながら、今年度は未曾有の感染症の出現により、大幅な利用者の減員、併せて収入の減少が生じてしまいました。</p> <p>今後、このコロナ禍の社会的克服を果たした後は、一層の地道なPR活動に加え、利用環境の充実として</p> <p>① 本荘に接する県道への安全・安心なアクセス ② 大広間の会合等におけるテーブル、パイプ椅子での対応 ③ トイレ利用時の温水洗浄対応 ④ 駐車場の冠水対策 等に注力して参りたい考えます。</p> <p>難しい面もありますが、何とか対応できれば幸いです。</p> <p>今後ともより多くの皆様に快適に利用していただけるよう安全・安心で清潔な施設づくりを目指すとともに、このコロナ禍で落ち込んだ経営内容の改善を図って参りたいと考えます。</p>
佐倉市	<p>施設環境の改善、地道なPR等に積極的に年間を通して、取り組む姿勢は非常に実直で熱意もあり、高く評価します。引き続き、定期利用者の定着等に向けた取り組みを継続してください。</p> <p>今度も、新型コロナウイルス対策を行いながらの運営となりますが、安全面に配慮しながら、住民が求めているニーズを的確に把握し、そのニーズに柔軟に対応していただくことで、地域に根差した利用しやすい場の提供に努めてください。</p>

【指定期間全体】 意見記述欄

指定管理者	<p>この5年間の指定をいただきありがとうございました。この当初の3年間は、延べ利用者数、利用料金収入とも順調な伸びを示しておりましたが、3年目の平成30年度は「とまとの会」という高齢者宅への配食の福祉団体が解散、撤退をしたため、調理室利用にポッカーと穴があき、初めて延べ利用者数の減少が生じました。さらに、4年目の平成31年度・令和元年度には、この団体分の穴埋めが出来ない最中に、このコロナ騒動が持ち上がり、当年度末の本荘の利用制限も響いて、利用者数に加え、利用件数も減少に転じました。もちろん収入も減少しております。そうして迎えた最終年度に当たる今年度も、このコロナ禍は収まるどころか、返って猛威を奮い、当運営、経営をまさに直撃いたしました。その結果は言うまでもないところですが、延べ利用者数は前年比約5分の1、また利用料金収入は、約3分の1にまで落ち込んでしまいました。今後は一日も早い、このコロナ禍の収束を得て、従前の利用を再開したうえで、快適な利用環境の提供やPRに留意し、利用者数や利用料金収入等の回復、増加に努め、本荘の利点を生かしつつ、地域社会や地域コミュニティ、地域文化の発展、創造に寄与して参りたいと考えます。何とぞ、今後の貴市のご指導をよろしくお願い申し上げます。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症拡大対策のための臨時休館や施設利用制限等により影響を受けた期間もありますが、指定期間を通して安定した管理運営を行っていただきました。</p> <p>また、地域団体としてのネットワークを生かした管理運営を行っていただいたため、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティの醸成といった施設目的の達成に向けて、指定管理者として大きく貢献したと評価します。併せて、屋外の美化活動に計画的に取り組んでいただくなど、施設の環境改善にも積極的に取り組んでいただいた点についても、高く評価します。</p> <p>次期についても当施設が地域の活動拠点として活用されるよう、利用者の立場に立った運営を行っていただきたいです。</p>